

告示

埼玉県選管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

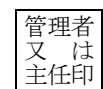
埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程（平成十二年埼玉県選管告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「この条において」を削る。

第九条第一項中「と決裁文書」の下に「（文書管理規程第三十一条の決裁文書をいう。）」を加え、「当該決裁文書の余白に「公印使用」と記載又は押印し、認印したのち」を削り、同条第三項中「認印」を「承認」に改める。

別記様式中

「管理
者
又
主
任
印

を

「管理
者
又
主
任
印

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。